

定型の容器を用いた運送に関する利用規約

制定 2019年9月17日
改定 2021年1月27日

本規約が適用されるサービス（以下「本サービス」といいます）は、当社が提供する定型の容器（以下「ボックス」といいます）を用いて定額で行う運送であり、「標準引越運送約款」ではなく、「標準貨物自動車運送約款（以下「標準貨物約款」といいます）」を適用します。本規約は、標準貨物約款に定めのない事項や不明確な事項について、その内容を明らかにするために定められたものです。当社は、利用者が本サービスを利用したことをもって、本規約に同意したものとみなします。

第一条（引受拒絶）

当社は、標準貨物約款及び当社規定により、以下に掲げるものは引受けをお断りします。また、以下に掲げるものについて、申告なく荷物に混入されていた場合、損害賠償の責任は負いません。

- 1 火薬、バッテリー、ガスボンベ等の発火性、引火性、揮発性のあるもの
- 2 不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- 3 標準貨物約款第9条に掲げる高価品及び貴重品
- 4 荷物1個又は1組の価格が30万円を超えるもの（以下「30万円超過品」といいます）
- 5 クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- 6 仏壇、位牌、遺骨
- 7 銃砲刀剣類
- 8 動植物等の生物
- 9 車検証、パスポート等の再発行が困難なもの
- 10 原稿、フィルム、データ等の再生不可能なもの
- 11 毒物及び劇物類
- 12 精密機械、楽器、陶器、石材製品、ガラス製品等の運送に特殊な設備や知識を要するもの
- 13 食品等の変質もしくは腐敗しやすいもの
- 14 複数の個人情報が入った内容物に含まれたもの

第二条（損害賠償の範囲）

当社は、損害賠償の範囲について、標準貨物約款及び当社規定により、以下のとおりとします。

- 1 30万円超過品に対する賠償について
お客様の申告なく、又は誤った申告に基づいて、当社が30万円超過品を引受けた場合、その滅失、損傷又は延着について、30万円を超えて損害賠償の責任を負いません。但し、運送契約の締結の当時、荷物が30万円超過品であることを当社が知っていたとき並びに当社の故意又は重大な過失によって30万円超過品の滅失、損傷又は延着が生じたときは、この限りではありません。
- 2 損傷に対する賠償について
当社の責任による荷物の損傷については、専門の修理業者による補修にて対応します。専門の修理業者によって補修が不可能と判断された場合、当社は時価額の範囲内で賠償します。
※標準貨物約款第47条により、補修費用の上限は、荷物の時価額とします。
※時価額とは購入時の金額から経過年数や使用による消耗分（価値が下がった分）を差し引いた金額をいいます。
- 3 電化製品の損傷について
電化製品の内部損傷については、メーカーサービスの診断の結果、明らかに外部衝撃による損傷と認められた場合に限り本条2号に従って補修又は時価額の範囲内で賠償します。
- 4 パソコン等のデータに関して
パソコンやサーバー等の運送を依頼いただく場合、事前にデータのバックアップをお取り下さい。本条2号にかかわらず、本体及びデータ記録媒体の破損、滅失によって生じたアプリケーション、データ等の無体物の消失等に対する損害賠償の責任は負いません。
- 5 ダンボール内容物の損傷について
お客様にて梱包されたダンボール内容物の損傷については、当社作業中のダンボールの落下等の痕跡などから、外部衝撃による損傷と認められた場合に限り、本条2号に従って補修又は時価額の範囲内で賠償します。
このため、ダンボール内容物の損傷を確認した際は、できる限りそのままの状態ご連絡下さい。
- 6 楽器について
当社は運送に特殊な設備や知識を要する楽器は引受けをお断りします。これに該当しない楽器については、お客様にて専用のハードケースを用意いただくか運送に耐えうる適切な梱包をお願いします。なお、運送に伴い生じた音色の変化等に対する損害賠償の責任は負いません。
- 7 家屋の損傷について
当社の責任による家屋の壁・床等の損傷については、専門の修理業者による部分補修にて対応します。

第三条（遅延等による損害賠償の額）

当社は、荷物の遅延等による損害については、以下のとおり賠償します。

- 1 送り状に記載した受取日に受取りをしなかった場合、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 2 送り状に記載した引渡日に引渡しをしなかった場合、引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 3 1及び2が同時に生じた場合、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

第四条（利用の際の注意事項）

- 1 お届け希望日について
お届け希望日は、受取日から1週間の範囲で指定可能です。なお、お客様の都合により引渡し日が1週間を超える場合、保管料を請求することがあります。
- 2 荷造りについて
小物等はお客様にて受取日までにダンボールへ詰めていただきます。荷造りが運送に適さないと当社が判断した場合、受取りをお断りし、又は受取日を変更することがあります。
- 3 受取後の引渡場所の変更について
当社は、荷物の受取後に、お客様の都合により引渡場所を変更された場合、変更前の引渡場所から変更後の引渡場所までの運賃を請求することがあります。
- 4 虚偽情報による申し込みについて
当社は、同一内容での重複申し込み等、明らかに虚偽の情報による申し込みであると判断した場合、当社の裁量により契約を解除することがあります。また、虚偽の情報による申し込みによって、当社が損害を被った場合、損害の回復に要した費用を請求することがあります。

第五条（加算料金の適用）

当社は、当社規定により以下のとおり加算料金を適用します。

- 1 荷物の受取日又は引渡日が、以下の加算料金適用日（以下「適用日」といいます）である場合、当社規定の料金（以下「加算料金」といいます）を収受します。
 - (1) 土曜日・日曜日、又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合、作業日ごとにボックス1本につき土日祝日加算2千円（税抜）
 - (2) 当社規定のシーズン加算対象期間（毎年3月20日から4月10日まで）内の場合、ボックス1本につきシーズン加算5千円（税抜）
 - (3) (1)及び(2)どちらにも該当する場合、その両方を適用します。
例) シーズン加算対象期間に受取日を土曜日、引渡日を日曜日にした場合、ボックス1本につき、シーズン加算5千円、土日祝日加算4千円、合計9千円（税抜）
- 2 加算料金は、荷物の受取時に受取日並びに引渡日の期日によって確定します。なお、引渡日について、加算料金を収受した後に、お客様の都合により適用日から適用日以外の日に変更になった場合、減額精算は行いません。また、適用日以外の日から適用日への変更は、お断りすることがあります。
- 3 受取日又は引渡日の変更が地震、津波、暴風雨等の天災その他お客様の責任によらない事由による場合は、この限りではありません。

第六条（規約の変更等）

当社は、当社規定により本規約の変更等につき以下のとおりとします。

- 1 当社は、以下の場合、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容のその他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1カ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ（URL ; <https://www.008008.jp/>）の掲載等により告知します。

以上